

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	栗栖野区 (栗栖野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

栗栖野集落は、昭和55年から昭和60年にかけて西気土地改良区により団体営ほ場整備事業(西気南地区25.5ha、西気北地区37.8ha:その内栗栖野分約32.4ha)に取り組み、標準区画10a~30aの整備を行っている。灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路・水路の草刈り等の維持管理や鳥獣害対策に多大な労力を要している。

現在は、多面的機能支払交付金事業に積極的に取り組んでいるため、一部の谷筋や山際の農地を除いて、荒廃農地の発生は見られない。しかし、高齢化と人口減、後継者不足とともに、農地保全に関する住民の意識が希薄となっており、集落全体として維持管理の負担が増えている。

栗栖野集落区域内の農用地面積は、全体で約35.1haである。中心的担い手の認定農業者2名と1法人で、耕作面積は約7.3ha、集積率は約20.7%で、また1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は6名で、耕作面積は約7.8ha、耕作率は約22.4%である。その他は、小規模の経営体69名で維持されている。

以前は、畑での高原野菜等の栽培・出荷が盛んだったが、現状では出荷農家は数えるほどになっており、畑地の荒廃が懸念されている。現状では、適切な対応策もなく、個人の家庭菜園などでの維持管理が精いっぱいとなっている。

75歳以上の高齢耕作者は26名で(耕作面積約7.9ha)、75歳未満の耕作者の中にも今後5~10年先を待たずに現在でもリタイアを考えている者がある。10年後には営農者が半減もしくはそれ以上減ることが想定され、後継者のいないことから担い手への受け渡しが課題となっている。また、転出等による不在地主の増加や親族がいなくなり連絡不能となっている所有者がでてきており、このままでは農地の荒廃につながりかねない。

耕作放棄地をなくすためには、近隣の認定農業者や大規模農家に耕作を委ねるしかなく、そのために集落全体でサポートして農業環境を整えておく必要があるため、補助事業等の活用により、水利をはじめとした農業用施設の維持管理・修繕に力を注いでいきたい。

このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

栗栖野集落の農地利用は、主に認定農業者2名と1法人が行う減農薬や有機農業の導入による水稻栽培をサポートしつつ、その他の農地は中・小規模の経営体72名が担っていく。畑地については、自家用栽培を基本とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

栗栖野集落は、昭和55年から昭和60年にかけて西気土地改良区により団体営ほ場整備事業(西気南地区25.5ha、西気北地区37.8ha:その内栗栖野分約32.4ha)に取り組み、標準区画10a~30aの整備を行っている。その整備区域を中心に稲葉川周辺を、将来にわたり有効活用する区域とし、住宅地又は山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう集落全体で農地の有効活用を図るため、「いきいき農地バンク方式」に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を中間管理機構に貸し付けていくことに協力していく。(集落内の所有者はほぼ100%) 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAたじまと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者が見当たらないため、認定農業者や大規模農家が作業を一部受託している状況である。 今後も、この方法で優先的に考えていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害対策としては、市の補助事業を活用し、金網柵等の設置を検討している。
また、餌場をなくす取組みとして、「柿木の伐採」なども研究している。

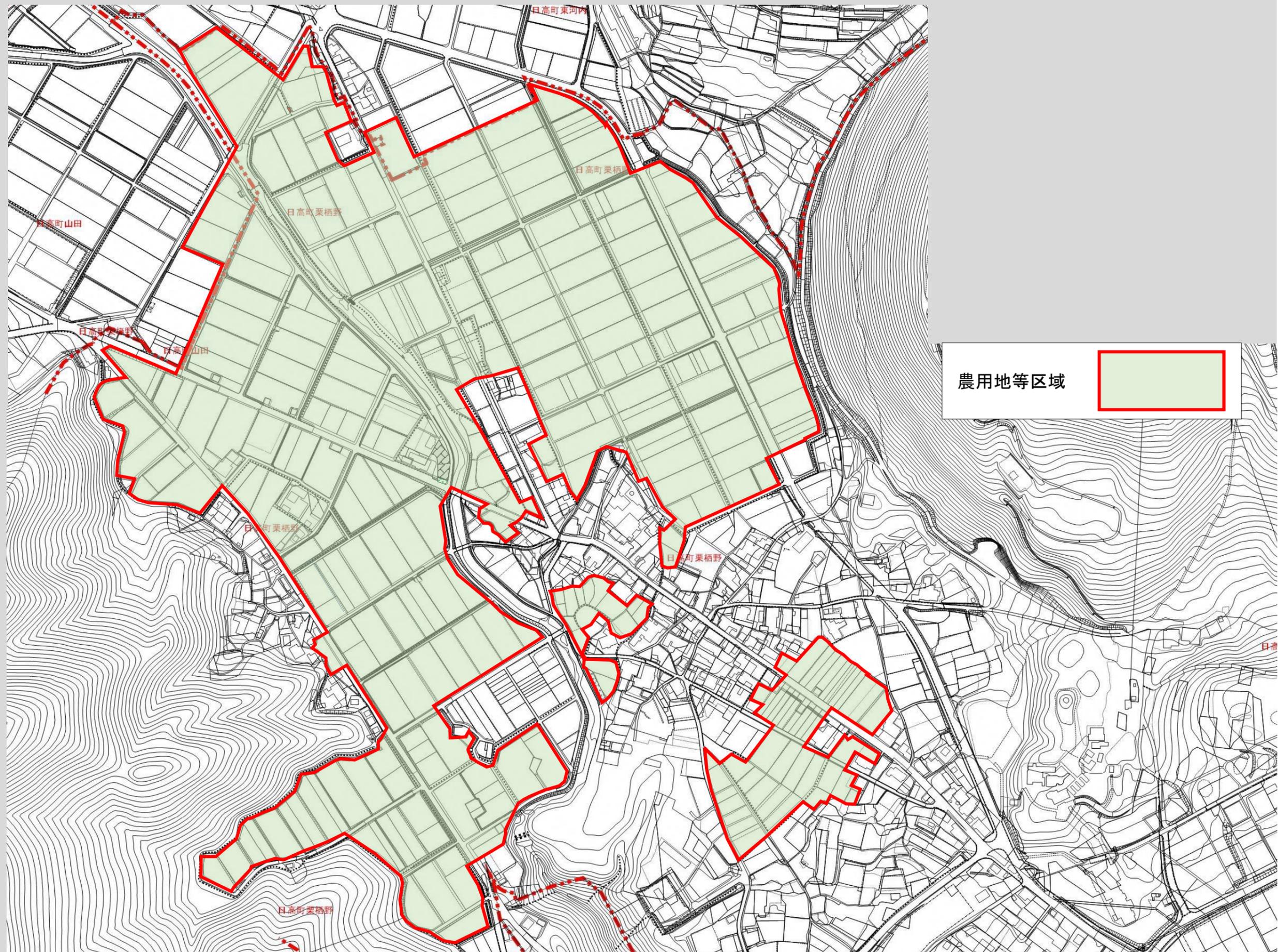
②有機・減農薬・減肥料の取組方針

人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業の取組みについては、環境創造型農業を進めている認定農業者等の作付面積が多くなれば自ずとそうなると考えている。

⑦保全・管理等の取組方針

区として「農村環境を維持し守る」という目的で、事業を展開したり、住民に協力をお願い(啓発)を行っている。
多面的機能支払交付金事業に基づく「地域資源保全管理構想」の継続により、適正な農用地の維持管理を図る。

豊岡市日高町栗栖野区



農用地等区域